

新型コロナウイルス感染症入院施設等確保事業費補助金交付要綱

制 定 令和2年10月12日付け保福第355号

(目的)

第1 新型コロナウイルス感染症への対応として緊急的に必要となる感染拡大防止や医療提供体制の整備等について、令和5年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱（令和5年4月5日医政発0405第3号厚生労働省医政局長、健発0405第1号厚生労働省健康局長及び薬生発0405第1号厚生労働省医薬・生活衛生局長連名通知別紙）に基づき実施する事業に要する経費に対して、予算の範囲内で、令和5年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）交付要綱（令和5年4月5日厚生労働省発医政0405第2号、厚生労働省発健0405第1号及び厚生労働省発薬生0405第56号厚生労働事務次官通知別紙）、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

(定義)

第2 この補助金において「重点医療機関」とは、令和5年4月1日から同年9月30日までの間において、県が指定する、病棟単位で新型コロナウイルス感染症患者あるいは疑い患者（以下「新型コロナウイルス感染症患者等」という。）専用病床を確保している医療機関をいう。

なお、「特定機能病院等」とは、特定機能病院のほか、体外式腹膜人工肺による治療を行う患者が延べ3人以上の月又は人工呼吸器による治療を行う患者が延べ10人以上の月がある医療機関を指す。

2 この補助金において「一般医療機関」とは、令和5年4月1日から同年9月30日までの間において、重点医療機関以外の医療機関をいう。

3 この補助金において「入院医療機関」とは、新型コロナウイルス感染症患者の入院を受け入れた医療機関をいう。

4 この補助金において「新型コロナウイルス感染症から回復した患者」とは、新型コロナウイルス感染症患者のうち、新型コロナウイルス感染症の治療を終え、医師が新型コロナウイルス感染症に係る入院治療の必要がなくなったと認めた者をいう。

5 この補助金において「転院」とは、新型コロナウイルス感染症から回復した患者が入院医療機関から他の医療機関に移ること（入院医療機関における院内転棟は除く。）をいう。

6 この補助金において「後方支援医療機関」とは、岩手県知事からの指定を受けて、入院医療機関からの連絡調整により、新型コロナウイルス感染症から回復した患者の転院を最初に受け入れる医療機関をいう。

(補助金の対象経費及び補助額)

第3 第1に規定する経費及びこれに対する補助額は、別表第1のとおりとする。ただし、休止病床については、即応病床1床あたり休床1床まで（ICU・HCU病床は休床2床まで）を補助の上限とする。

なお、令和5年4月1日から同年9月30日までの間、ICU・HCU病床ではない即応病床について、多床室を即応病床とする場合であって、構造上の理由により個室化することが困難である特別な事情があると認められる場合には、病床確保料の対象となる休止病床を2床とすることを可能とする（ただし、令和5年2月末までに確保された即応病床であって、当該即応病床に係る休止病床数を2床以上（病床確保料の補助対象は2床まで）としていた場合に限った取扱とする。）。

(補助事業の内容の軽微な変更)

第4 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、補助対象経費合計額の20パーセント以内の増減とする。

(申請の取下げ期日)

第5 規則第8条第1項に規定する申請の取下げ期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(財産の管理)

第6 補助事業者は、この補助金により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得等財産」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得等財産を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(財産処分に係る制限の期間)

第7 規則第19条第1項に規定する期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年7月11日厚生労働省告示第384号。以下「処分制限期間告示」という。）のとおりとする。

(立入検査等)

第8 知事は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を委託により実施する場合において、当該委託の業務を行う者と契約を締結するに当たっては、知事が、予算の執行の適正を期するため、当該委託の業務を行う者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を附さなければならない。

3 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を委託により実施する場合において、当該委託の事業を行う者と契約を締結するに当たっては、知事が、予算の執行の適正を期するため、当該委託の業務を行う者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を附さなければならない。

(書類の整備等)

第9 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の処分が完了する日、又は処分制限期間告示に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

(補助金の額の確定等)

第10 知事は、実績報告書の提出を受けた場合には、報告書等の審査を行い、その報告に係る補助事業の実績結果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認められたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を決めて、その超える部分の補助金の返還を命じるものとする。

(補助金の支払い)

第11 知事は、第3及び第10の規定により交付すべき額の確定をしたのち、支払うものとする。ただし、補助金の交付決定後に必要があると認められる場合には、概算払い又は部分払いをすることができる。

2 補助事業者は、補助金の概算払い又は部分払いを受けようとするときは、別表第1の事業に応じて様式1-9、様式2-7又は様式3-7の書類を添えて知事に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額に係る報告等)

第12 補助事業者は、規則第4条の規定に基づき補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助金の交付の対象となる経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率（当該補助金の額を当該経費の額で除して得た率のことをいう。）を乗じて得た額をいう。以下同じ。）が明らかではないため、消費税等仕入控除税額を含めて補助金の交付の申請をした場合に、当該申請の後に当該消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、速やかに消費税等仕入控除税額報告書（様式1-10）により知事に報告しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の交付を受けた後に前項の報告をした場合は、当該報告による知事の補助金の返還の命令を受けて、前項の報告に係る消費税等仕入控除税額を返還しなければならない。

(提出書類及び提出期日)

第13 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第2のとおりとする。

(その他)

第14 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関して必要な事項は知事が別に定める。

附 則（令和2年10月12日保福第355号通知）

この交付要綱は、令和2年10月12日から施行し、令和2年4月14日から適用する。

附 則（令和3年1月26日保福第591号通知）

この交付要綱は、令和3年1月26日から施行し、令和2年4月14日から適用する。

附 則（令和3年8月23日医政第717号通知）

この交付要綱は、令和3年8月23日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和3年12月28日医政第1453号通知）

この交付要綱は、令和3年12月28日から施行し、令和4年1月1日から適用する。

附 則（令和4年6月10日医政第440号通知）

この交付要綱は、令和4年6月10日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和4年10月6日医政第1252号通知）

この交付要綱は、令和4年10月6日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

附 則（令和5年1月16日医政第1845号通知）

この交付要綱は、令和5年1月16日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

附 則（令和5年4月24日医政第172号通知）

この交付要綱は、令和5年4月24日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則（令和5年6月6日医政第393号通知）

この交付要綱は、令和5年6月6日から施行し、令和5年5月8日から適用する。

附 則（令和5年10月20日医政第1132号通知）

この交付要綱は、令和5年10月20日から施行し、令和5年10月1日から適用する。

別表第1（第3第1項関係）

事業	区分	補助対象事業及び対象経費	基準額	補助率等
1 新型コロナウイルス感染症入院施設等確保事業	I 消毒機器整備事業（令和5年9月30日までの事業を対象とする。）	新型コロナウイルス感染症患者等を受入れる医療機関であって、県が指定する医療機関の院内感染防止及び病床の効率的運用のため実施する消毒に要する経費 備品購入費	1か所あたり 33,000 千円（上限）	定額
	II 消毒事業（令和5年9月30日までの事業を対象とする。）	新型コロナウイルス感染症患者等を受入れる医療機関において、患者収容後の消毒に要する経費 委託料 需用費（消耗品、材料費）	1回あたり 350 千円（上限）	定額
	III 空床確保事業	医療機関が新型コロナウイルス感染症患者等を受入れるため空床の確保に要する経費 ただし、令和5年10月1日から令和6年3月31日までの間には、「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」（令和5年9月15日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡）に基づき県が要請した空床の確保に要する経費とし、令和5年10月1日から同月31日までの間には、在院者数が3分の1に満たない感染状況であっても、令和5年10月以降の病床確保計画における「段階1」に達した場合に県が確保を要請する空床の確保に要する経費	（令和5年4月1日から同年9月30日まで） 一般医療機関 1床/1日あたり ICU 97 千円 重症又は中等症 41 千円 その他 16 千円 （令和5年10月1日から令和6年3月31日まで） 特定機能病院等 1床/1日あたり ICU 174 千円 HCU 85 千円 上記以外の病床 30 千円 特定機能病院等以外 1床/1日あたり ICU 121 千円 HCU 85 千円 上記以外の病床 29 千円	定額

<p>2 院内感染発生医療機関支援事業(旧重点医療機関体制整備事業)</p>	<p>I 院内感染発生医療機関支援事業(旧重点医療機関体制整備事業)</p>	<p>医療機関が院内感染により一定期間、空床にする必要がある病床又は休止せざるを得ない病床に対する経費 令和5年9月30日までには、重点医療機関が新型コロナウイルス感染症患者等を収容するため空床を確保する事業</p>	<p>旧重点医療機関体制整備事業 (令和5年4月1日から同年5月7日まで) 特定機能病院等 1床/1日あたり ICU 436千円 HCU 211千円 療養 16千円 その他 74千円 特定機能病院等以外 1床/1日あたり ICU 301千円 HCU 211千円 療養 16千円 その他 71千円 (令和5年5月8日から同年9月30日まで) 特定機能病院等 1床/1日あたり ICU 218千円 HCU 106千円 療養 16千円 その他 37千円 特定機能病院等以外 1床/1日あたり ICU 151千円 HCU 106千円 療養 16千円 その他 36千円 院内感染発生医療機関支援事業 (令和5年10月1日から令和6年3月31日まで) 特定機能病院等 1床/1日あたり ICU 174千円 HCU 85千円 療養 16千円 その他 30千円 特定機能病院等以外 1床/1日あたり ICU 121千円 HCU 85千円 療養 16千円 その他 29千円</p>	<p>定額</p>
--	--	--	---	-----------

3 新型コロナウイルス感染症入院施設病床確保強化事業	I (廃止)			
	II 結核病床集約事業 (令和5年9月30日までの事業を対象とする。)	県が指定する結核病床を有する医療機関が、各医療圏の空床確保のために結核患者の集約及びその準備を行う事業	1床/1日あたり16千円 (上限10日間)	定額
	III (廃止)			
	IV 後方支援事業	後方支援医療機関が、入院医療機関から、新型コロナウイルス感染症から回復した患者の転院を受け入れることにより、新型コロナウイルス感染症患者受入病床を確保する事業	1人/1日あたり16千円 (上限10日間)	定額

別表第2（第13関係）

事業	区分	条項	提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期日
1 新型コロナウイルス感染症入院施設等確保事業	一 消毒機器整備事業（令和5年9月30日までの事業を対象とする。）	規則第4条の規定による書類	1 新型コロナウイルス感染症入院施設等確保事業費補助金（新型コロナウイルス感染症入院施設等確保事業）交付申請書 2 新型コロナウイルス感染症入院施設等確保事業費補助金（新型コロナウイルス感染症入院施設等確保事業）所要額調書 3 新型コロナウイルス感染症入院施設等確保事業費補助金（消毒機器整備事業）計画書 4 添付書類 （1）収入支出予算書抄本又は事業収支計算書 （2）見積書及びカタログの写し等	1-1 1-2 1-3	1部	別に定める
		規則第6条第1項第1号から第3号までの規定により承認を受ける場合の書類	1 新型コロナウイルス感染症入院施設等確保事業費補助金（新型コロナウイルス感染症入院施設等確保事業）変更（中止・廃止）承認申請書 2 新型コロナウイルス感染症入院施設等確保事業費補助金（新型コロナウイルス感染症入院施設等確保事業）所要額調書 3 新型コロナウイルス感染症入院施設等確保事業費補助金（消毒機器整備事業）計画書 4 その他参考となる資料 見積書及びカタログの写し等	1-6 1-2 1-3	1部	当該事業の変更（中止、廃止）を行うおうとする日の15日前まで
		規則第13条第1項の規定による書類	1 新型コロナウイルス感染症入院施設等確保事業費補助金（新型コロナウイルス感染症入院施設等確保事業）実績報告書 2 新型コロナウイルス感染症入院施設等確保事業費補助金（新型コロナウイルス感染症入院施設等確保事業）精算額調書 3 新型コロナウイルス感染症入院施設等確保事業費補助金（消毒機器整備事業）実績書 4 新型コロナウイルス感染症入院施設等確保事業費補助金（新型コロナウイルス感染症入院施設等確保事業）請求書 5 添付書類 （1）収入支出決算書抄本又は事業収支計算書 （2）納品書や請求書、支払済証書（領収書等）、契約書等の写し （3）整備物品の写真等 （4）その他参考となる資料	1-7 1-2 1-3 1-8	1部	当該事業を完了した日（規則第6条第1項第3号に規定する事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日）から30日以内又は補助金の交付の決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い日

<p>□ 消毒事業（令和5年9月30日までの事業を対象とする。）</p>	<p>規則第4条の規定による書類</p>	<p>1 新型コロナウイルス感染症入院施設等確保事業費補助金（新型コロナウイルス感染症入院施設等確保事業）交付申請書</p> <p>2 新型コロナウイルス感染症入院施設等確保事業費補助金（新型コロナウイルス感染症入院施設等確保事業）所要額調書</p> <p>3 新型コロナウイルス感染症入院施設等確保事業費補助金（消毒事業）計画書</p> <p>4 添付書類 （1）収入支出予算書抄本又は事業収支計算書 （2）見積書及びカタログの写し等</p>	<p>1-1</p> <p>1-2</p> <p>1-4</p>	<p>1部</p>	<p>別に定める</p>
	<p>規則第6条第1項第1号から第3号までの規定により承認を受ける場合の書類</p>	<p>1 新型コロナウイルス感染症入院施設等確保事業費補助金（新型コロナウイルス感染症入院施設等確保事業）変更（中止・廃止）承認申請書</p> <p>2 新型コロナウイルス感染症入院施設等確保事業費補助金（新型コロナウイルス感染症入院施設等確保事業）所要額調書</p> <p>3 新型コロナウイルス感染症入院施設等確保事業費補助金（消毒事業）計画書</p> <p>4 その他参考となる資料 見積書及びカタログの写し等</p>	<p>1-6</p> <p>1-2</p> <p>1-4</p>	<p>1部</p>	<p>当該事業の変更（中止、廃止）を行うおうとする日の15日前まで</p>
	<p>規則第13条第1項の規定による書類</p>	<p>1 新型コロナウイルス感染症入院施設等確保事業費補助金（新型コロナウイルス感染症入院施設等確保事業）実績報告書</p> <p>2 新型コロナウイルス感染症入院施設等確保事業費補助金（新型コロナウイルス感染症入院施設等確保事業）精算額調書</p> <p>3 新型コロナウイルス感染症入院施設等確保事業費補助金（消毒事業）実績書</p> <p>4 新型コロナウイルス感染症入院施設等確保事業費補助金（新型コロナウイルス感染症入院施設等確保事業）請求書</p> <p>5 添付書類 （1）収入支出決算書抄本又は事業収支計算書 （2）納品書や請求書、支払済証書（領収書等）、契約書等の写し （3）消毒作業の様子がわかる写真等 （4）その他参考となる資料</p>	<p>1-7</p> <p>1-2</p> <p>1-4</p> <p>1-8</p>	<p>1部</p>	<p>当該事業を完了した日（規則第6条第1項第3号に規定する事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日）から30日以内又は補助金の交付の決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い日</p>

目 空床確保事業	規則第4条の規定による書類	1 新型コロナウイルス感染症入院施設等確保事業費補助金（新型コロナウイルス感染症入院施設等確保事業）交付申請書 2 新型コロナウイルス感染症入院施設等確保事業費補助金（新型コロナウイルス感染症入院施設等確保事業）所要額調書 3 新型コロナウイルス感染症入院施設等確保事業費補助金（空床確保事業）計画書 4 提出書類 （1）収入支出予算書抄本又は事業収支計算書 （2）確保空床数を確認できる資料等 （3）確保空床を明示した病院図面	1-1 1-2 1-5	1部	別に定める
	規則第6条第1項第1号から第3号までの規定により承認を受ける場合の書類	1 新型コロナウイルス感染症入院施設等確保事業費補助金（新型コロナウイルス感染症入院施設等確保事業）変更（中止・廃止）承認申請書 2 新型コロナウイルス感染症入院施設等確保事業費補助金（新型コロナウイルス感染症入院施設等確保事業）所要額調書 3 新型コロナウイルス感染症入院施設等確保事業費補助金（空床確保事業）計画書 4 その他参考となる資料 （1）確保空床数を確認できる資料等 （2）確保空床を明示した病院図面	1-6 1-2 1-5	1部	当該事業の変更（中止、廃止）を行うおうとする日の15日前まで
	規則第13条第1項の規定による書類	1 新型コロナウイルス感染症入院施設等確保事業費補助金（新型コロナウイルス感染症入院施設等確保事業）実績報告書 2 新型コロナウイルス感染症入院施設等確保事業費補助金（新型コロナウイルス感染症入院施設等確保事業）精算額調書 3 新型コロナウイルス感染症入院施設等確保事業費補助金（空床確保事業）実績書 4 新型コロナウイルス感染症入院施設等確保事業費補助金（新型コロナウイルス感染症入院施設等確保事業）請求書 5 提出書類 （1）収入支出決算書抄本又は事業収支計算書 （2）確保空床数を確認できる資料等 （3）確保空床を明示した病院図面	1-7 1-2 1-5 1-8	1部	当該事業を完了した日（規則第6条第1項第3号に規定する事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日）から30日以内又は補助金の交付の決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い日

2 院内感染発生医療機関支援事業(旧重点医療機関体制整備事業)	1 院内感染発生医療機関支援事業(旧重点医療機関体制整備事業)	規則第4条の規定による書類	1 新型コロナウイルス感染症入院施設等確保事業費補助金(院内感染発生医療機関支援事業(旧重点医療機関体制整備事業)) 交付申請書	2-1	1部	別に定める
			2 新型コロナウイルス感染症入院施設等確保事業費補助金(院内感染発生医療機関支援事業(旧重点医療機関体制整備事業)) 所要額調書	2-2		
			3 新型コロナウイルス感染症入院施設等確保事業費補助金(院内感染発生医療機関支援事業(旧重点医療機関体制整備事業)) 計画書	2-3		
			4 添付書類 (1) 収入支出予算書抄本又は事業収支計算書 (2) 確保空床数を確認できる資料等 (3) 確保空床を明示した病院図面			
		規則第6条第1項第1号から第3号までの規定により承認を受ける場合の書類	1 新型コロナウイルス感染症入院施設等確保事業費補助金(院内感染発生医療機関支援事業(旧重点医療機関体制整備事業)) 変更(中止・廃止)承認申請書	2-4	1部	当該事業の変更(中止、廃止)を行うおとす日の15日前まで
			2 新型コロナウイルス感染症入院施設等確保事業費補助金(院内感染発生医療機関支援事業(旧重点医療機関体制整備事業)) 所要額調書	2-2		
	3 新型コロナウイルス感染症入院施設等確保事業費補助金(院内感染発生医療機関支援事業(旧重点医療機関体制整備事業)) 計画書	2-3				
	4 その他参考となる資料 (1) 確保空床数を確認できる資料等 (2) 確保空床を明示した病院図面					
規則第13条第1項の規定による書類	1 新型コロナウイルス感染症入院施設等確保事業費補助金(院内感染発生医療機関支援事業(旧重点医療機関体制整備事業)) 実績報告書	2-5	1部	当該事業を完了した日(規則第6条第1項第3号に規定する事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日)から30日以内又は補助金の交付の決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い日		
	2 新型コロナウイルス感染症入院施設等確保事業費補助金(院内感染発生医療機関支援事業(旧重点医療機関体制整備事業)) 精算額調書	2-2				
	3 新型コロナウイルス感染症入院施設等確保事業費補助金(院内感染発生医療機関支援事業(旧重点医療機関体制整備事業)) 実績書	2-3				
	4 新型コロナウイルス感染症入院施設等確保事業費補助金(院内感染発生医療機関支援事業(旧重点医療機関体制整備事業)) 請求書	2-6				
	5 添付書類 (1) 収入支出決算書抄本又は事業収支計算書 (2) 確保空床数を確認できる資料等 (3) 確保空床を明示した病院図面					

3 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 入 院 施 設 病 床 確 保 強 化 事 業	共 通 Ⅰ (廃 止) 、 Ⅱ 結 核 病 床 集 約 事 業 (令 和 5 年 9 月 3 0 日 ま だ の 事 業 を 対 象 と す る 。) 、 Ⅲ (廃 止) 、 Ⅳ 後 方 支 援 事 業	規則第4条 の規定による書類	1 新型コロナウイルス感染症入院施設等確保事業費補助金(新型コロナウイルス感染症入院施設病床確保強化事業) 交付申請書 3-1	1部	別に定める
			2 新型コロナウイルス感染症入院施設等確保事業費補助金(新型コロナウイルス感染症入院施設病床確保強化事業) 所要額調書 3-2		
			3 新型コロナウイルス感染症入院施設等確保事業費補助金(新型コロナウイルス感染症入院施設病床確保強化事業) 計画書 3-3		
		4 添付書類 (1) 収入支出予算書抄本又は事業収支計算書 (2) 結核患者の集約を行う病床を明示した病院図面(区分Ⅱに限る。)			
		規則第6条 第1項第1号から第3号までの規定により承認を受ける場合の書類	1 新型コロナウイルス感染症入院施設等確保事業費補助金(新型コロナウイルス感染症入院施設病床確保強化事業) 変更(中止・廃止)承認申請書 3-4	1部	当該事業の変更(中止、廃止)を行おうとする日の15日前まで
		2 新型コロナウイルス感染症入院施設等確保事業費補助金(新型コロナウイルス感染症入院施設病床確保強化事業) 所要額調書 3-2			
		3 新型コロナウイルス感染症入院施設等確保事業費補助金(新型コロナウイルス感染症入院施設病床確保強化事業) 計画書 3-3			
		4 その他参考となる資料 結核患者の集約を行う病床を明示した病院図面(区分Ⅱに限る。)			
		規則第13条 第1項の規定による書類	1 新型コロナウイルス感染症入院施設等確保事業費補助金(新型コロナウイルス感染症入院施設病床確保強化事業) 実績報告書 3-5	1部	当該事業を完了した日(規則第6条第1項第3号に規定する事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日)から30日以内又は補助金の交付の決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い日
		2 新型コロナウイルス感染症入院施設等確保事業費補助金(新型コロナウイルス感染症入院施設病床確保強化事業) 精算額調書 3-2			
		3 新型コロナウイルス感染症入院施設等確保事業費補助金(新型コロナウイルス感染症入院施設病床確保強化事業) 実績書 3-3			
		4 新型コロナウイルス感染症入院施設等確保事業費補助金(新型コロナウイルス感染症入院施設病床確保強化事業) 請求書 3-6			
		5 添付書類 (1) 収入支出決算書抄本又は事業収支計算書 (2) 結核患者の集約を行う病床を明示した病院図面(区分Ⅱに限る。) (3) 転院を受け入れた患者、入院期間及び受入元医療機関が確認できる資料(区分Ⅳに限る。)			